

議 第 1 号

長野県歯科保健推進条例の一部を改正する条例（案）

長野県歯科保健推進条例（平成22年長野県条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県歯科口腔保健推進条例

前文中「歯科疾患」を「歯科口腔疾患」に、「歯科保健が」を「オーラルフレイル対策をはじめとした歯科口腔保健が」に、「歯科保健対策」を「歯科口腔保健対策」に、「歯科健診等の」を「歯科口腔に係る検診による」に、「生涯」を「災害時も含め、生涯」に、「歯科に」を「歯科口腔に」に改める。

第1条中「^く口腔」を「口腔」に、「を図り」を「及び健康寿命の延伸を図り」に改める。

第2条及び第4条中「歯科」を「歯科口腔」に改める。

第6条第1項中「歯科に関する健康診断及び保健指導」を「歯科口腔に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。次項及び第10条第2号において同じ。）及び歯科保健指導」に改め、同条第2項中「歯科に関する健康診断及び保健指導」を「歯科口腔に係る検診及び歯科保健指導」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「歯科保健推進計画」を「歯科口腔保健推進計画」に改める。

第10条第10号中「のほか」の次に「、感染症の予防対策」を加え、同号を同条第14号とし、同号の前に次の1号を加える。

(13) オーラルフレイル対策（心身の機能低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを予防するための取組をいう。）の推進に関すること。

第10条第9号を同条第12号とし、同条第8号を同条第11号とし、同条第7号を同条第10号とし、同条第6号中「歯及び口腔の健康づくり」を「歯科口腔に関する保健医療サービス」に改め、同号を同条第9号とし、同号の前に次の2号を加える。

(7) 災害時における歯科口腔に関する保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保に関すること。

(8) 歯科及び医科の連携による保健医療サービスの充実に関すること。

第10条第5号中「歯科医療」を「歯科口腔医療」に、「歯科に」を「歯科口腔に」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「歯科」を「歯科口腔」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「歯科疾患」を「歯科口腔疾患」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 県民が定期的に歯科口腔に係る検診及び歯科保健指導を受けるための取

組の推進に関すること。

第11条の見出しを「（歯と口の健康週間）」に改め、同条第1項中「歯科疾患」を「歯科口腔疾患」に、「歯の衛生週間」を「歯と口の健康週間」に改め、同条第2項及び第3項中「歯の衛生週間」を「歯と口の健康週間」に改める。

第12条の見出し及び同条第1項中「歯科保健」を「歯科口腔保健」に改め、同条第2項中「歯科疾患」を「歯科口腔疾患」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

県民の歯及び口腔の健康づくりに向けた取組を更に進めるため、題名を「長野県歯科口腔保健推進条例」に改め、目的に「健康寿命の延伸」を加えるとともに、基本的施策にオーラルフレイル対策の推進を加える等の所要の改正を行う。